

目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 1
・総務部(人事秘書課、総務課、財政課)
・選挙管理委員会
- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 17
・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 31
・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)
・水道課、下水道課
- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 48
・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
・小・中学校
- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 71
・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)
- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 88
・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
・農業委員会
- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 101
・議会事務局
・消防本部
・教育部(生涯学習課)

柳川市監査委員告示第1号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3柳人秘第1532号
令和3年12月22日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(総務部人事秘書課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年11月30日付け3柳監査第118号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和3年4月26日の八女市他、同月27日のみやま市他は、旅行命令を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令書の記入を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅行命令簿に追加記入しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 公用車使用で旅費が発生しない旅行であっても、記入漏れがないよう二重のチェックを行うなど、再確認を徹底いたします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 令和3年1月13日の大牟田市への旅費は、大和庁舎の職員に柳川庁舎からの旅費を支給している。
措置等の内容
<p>1 原因 大和庁舎の職員が、12月1日から3月末まで大牟田市への災害派遣の期間に本市で人事評価面談を行うため、大牟田市から柳川市に旅行したものです。 大和庁舎までの26kmで計算すべきところを、柳川庁舎で人事係との面談と思い込み、柳川庁舎までの35kmで計算していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 差額である333円(37円×(35-26)km)を返納してもらい、戻し入れしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行内容の確認作業を怠らないこと。今後、ミスがないよう再確認を徹底するなど、気を引き締めて事務処理にあたります。</p>

3柳総務第1707号
令和3年12月23日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(総務部総務課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年11月30日付け3柳監査第118号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部総務課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 撤去カーブミラー等の引取料について、財務規則第 32 条に規定する領収書を発行することなく現金を受領している。
措置等の内容
1 原因 財務規則第 32 条の規定について、確認を怠っていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 引取業者より用意された領収書にサインし交付しているためです。
3 再発防止策の内容 職員間のチェック体制を密にし、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 防犯灯設置補助金に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていないものがある。
措置等の内容
1 原因 会計課の確認印が漏れていることに気づかず、保管していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支払命令書により支払い済みのため。
3 再発防止策の内容 伝票保管時に、注意深くチェックするよう徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 令和 3 年 3 月に起案された修繕用カーブミラーの購入伺及び契約締結伺書について、決裁権者により決裁されていない。
措置等の内容
1 原因 決裁区分を誤って認識していたため。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 決裁権者に、今回の指摘事項を説明し、決裁を受けました。
3 再発防止策の内容 職員間のチェック体制を密にし、再発防止に努めます。

指摘事項 (3) 契約事務
イ 令和3年度カラー印刷機インク等購入単価契約に係る起案文書について、予定価格は200万円を超えるが、財務規則第4条に規定する総務部長の合議がない。
措置等の内容
1 原因 総務課起案で市長決裁の文書は、総務部長の押印があるため、財政課との合議を行っていませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、合議が漏れていた起案文書については財政課より合議を得ました。
3 再発防止策の内容 今後は、「柳川市財務規則」に基づき適正に処理を行います。

指摘事項 (3) 契約事務
ウ インターネット行政情報サービス「iJAMP」使用許諾契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けることなく契約し、実質的に契約保証金を免除している。
措置等の内容
1 原因 過去に使用した契約保証金の記載がない契約書案の電子データをもとに、内容を十分確認しないまま過去の事績どおりで起案していたため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。
3 再発防止策の内容 既存フォーマットの修正とともに、今後は、過去の契約書案を安易に踏襲することなく、その都度十分な確認を行う。

指摘事項 (3) 契約事務
エ 下記について、起案文書において契約事務規則第29条第7号を根拠に契約保証金を免除するよう決裁されているが、契約金額が同号に規定する金額を超えている。また、避難所標識設置工事については、契約書に契約保証金の取扱いについて記載がない。 契約保証金の免除を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。 ・避難所標識設置工事 ・防災備蓄倉庫購入
措置等の内容
1 原因 契約保証金の免除については、契約事務規則第29条第7号の認識不足でした。

<p>契約書に契約保証金の取扱いについての記載がないことについては、確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結済みであり、事業が完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結時における、契約内容等を再度確認するなど適切な処理に努めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p> <p>オ 下記について、それぞれ記載の根拠により随意契約しているが、いずれも内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所標示看板設置工事（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） ・市民活動災害補償制度保険（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） ・防災用作業服（契約事務規則第 21 条第 6 号）
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因 契約事務に係る確認が不足しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を行ったため、不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則を再度確認し、適正に事務手続きを行います。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p> <p>カ 避難所用テントの購入について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による随意契約とし 1 者見積により契約を締結しているが、起案文書に業者特定理由の記載がない。また、物品の購入等に係る事務取扱要綱に規定する見積状況調書が作成されていない。</p>
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因 起案文書に業者特定理由を記載すること、また、見積状況調書の作成を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約を締結し、購入しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務を行う際の手続き、書面へ記載すべき内容等を確認するとともに、再発防止に努めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p> <p>キ 令和 3 年 6 月 3 日付の土のう購入に係る契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利</p>
--

息の率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 前回の契約書を参考に作成し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率について確認しておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約を締結し、購入しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の作成時、各項目について十分に確認を行います。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ク 下記の契約書については、条文中に記載誤りがある。契約締結にあたっては、内容を十分に確認し契約書を作成されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災用作業服単価契約 ・アクリルカーブミラー単価契約
措置等の内容
<p>1 原因 各条文の記載内容を熟読しておらず、記載を誤っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約業者に対し、記載誤りの部分を説明し、契約書の修正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の作成時、各項目について十分に確認を行います。</p>

指摘事項 (4) その他
<p>ア 下記の起案文書の保存区分について、文書管理規程第 35 条に規定する基準表の保存期間とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川駅前駐輪場整理業務委託契約 ・柳川市防災行政無線保守点検業務 ・地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「d ボタン広報誌」利用契約 ・補助金等交付決定通知書について（校区まちづくり協議会）
措置等の内容
<p>1 原因 起案文書作成時に保存期間を確認しておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 適正な保存期間に修正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案作成時に文書管理規程に基づく保存期間を十分に確認します。</p>

指摘事項 (4) その他
イ 柳川保護区保護司会から提出された、令和2年度補助事業実績報告書及び令和3年度補助金等交付申請書について、收受処理及び供覧が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 補助事業実績調査報告書及び補助金等交付決定通知書の起案文にそれぞれ添付しており、 收受処理及び供覧を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 收受処理及び供覧を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案作成時、收受処理及び供覧について十分に確認を行います。</p>

3柳財政第747号
令和3年12月8日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(総務部財政課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年11月30日付け、3柳監査第118号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部財政課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 市有地貸付料の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁回覧後、会計課への通知を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 会計課へ通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁回覧後も確認を行い、適正に事務手続きを行います。</p>

指摘事項 (2) その他
ア 公印の使用について、承認を受けないまま課長の公印を使用しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 公印使用欄に公印使用の記載、財政課長への提示を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 公印使用欄に公印使用の記載を行い、財政課長に承認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 公印使用欄に公印使用の記載を行い、押印する際は、取扱責任者の承認を受けます。</p>

指摘事項 (2) その他
イ マイクロバスの使用について、運行管理要綱第5条第1号に該当する旨の申請書を受付し使用許可しているものがあるが、根拠としている規定に合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 使用許可申請書を受付けた際に、運行管理要綱第5条適用該当号が適正か確認することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 運行管理要綱第5条第1号から適正な第4号に訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 使用許可申請書を受付けた際は、運行管理要綱第5条適用該当号が適正か確認を行います。</p>

指摘事項 (2) その他
ウ マイクロバス運行管理要綱第5条に規定する人員に満たない申請に使用許可しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 使用許可基準を満たさない申請の場合、申請者が申請を行う前に市長決裁を受ける必要があるが、市長決裁を受けたか確認することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 マイクロバスの使用はキャンセルとなりました。 なお、指摘事項については、再発防止のため課内で事務の確認を行っていきます。</p> <p>3 再発防止策の内容 使用許可基準を満たしていない申請の場合、申請を行う前に市長決裁を受けたか確認し使用を許可します。</p>

指摘事項 (2) その他
エ 令和2年12月18日に起案されたコピー用紙購入に係る伺兼依頼書について、決裁権者により決裁されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁回覧後、決裁権者まですべて押印されているか確認を怠り、見落としました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 決裁権者の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁回覧後も確認を行い、適正に事務手続きを行います。</p>

3 柳選管第 3 0 5 号
令和 3 年 1 2 月 1 5 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市選挙管理委員会委員長 横尾 雄二

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 1 1 月 3 0 日付け 3 柳監査第 1 1 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア 政治活動用自動車表示板購入に係る物品購入について、納入期限を遅延して納品されている。
措置等の内容
<p>1 原因 急遽、福岡県知事選挙が行われることとなり、4月18日の市長選執行日を11日に変更し、表示板の日付が変わったことにより、納品が遅くなってしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に締結した契約に係る事務処理であるため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則を課内職員で共通理解をしたうえで、今後このようなことがないよう、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 衆議員議員選挙用ラベルシールレーザープリンタ用購入に係り、物品購入伺兼依頼書を起票する前に発注している。
措置等の内容
<p>1 原因 物品購入伺兼依頼書を起票しているものと思い込み、確認を失念し、発注してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 物品を購入し、既に支出済のため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則を課内職員で共通理解をしたうえで、今後このようなことがないよう、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 福岡県知事・柳川市長選挙開票事務業務の契約において、見積提出期限を遅延して見積書が提出されている。
措置等の内容
1 原因

<p>市長選が4月18日から11日に変更となり、見積りの再提出を口頭で依頼したため、提出が当初の提出期限を過ぎてしまったもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に締結した契約に係る事務処理であるため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>柳川市契約事務規則を課内職員で共通理解をしたうえで、今後このようなことがないように、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p> <p>エ 下記の契約書について、「柳川市契約事務規則第29条第9号により契約保証金を免除する」としているが根拠としている規定に合致していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県知事選挙ポスター掲示板購入 ・柳川市長選挙ポスター掲示板購入
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因</p> <p>過去の選挙の際に使用した契約書案の電子データをもとに、内容を十分確認しないまま過去の事績どおりで起案していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>次期選挙に向けて既存フォーマットの修正とともに、今後は、過去の契約書案を安易に踏襲することなく、その都度十分な確認を行う。</p>

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p> <p>オ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、その取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川地区ポスター掲示場設置（福岡県知事選挙） ・大和地区ポスター掲示場設置（福岡県知事選挙） ・三橋地区ポスター掲示場設置（福岡県知事選挙） ・柳川地区ポスター掲示場設置（市長選挙） ・大和地区ポスター掲示場設置（市長選挙） ・三橋地区ポスター掲示場設置（市長選挙） ・選挙公報等袋詰業務
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因</p>

過去の選挙の際に使用した契約保証金についての記載のない契約書案の電子データをもとに、内容を十分確認しないまま過去の事績どおりで起案していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。

3 再発防止策の内容

次期選挙に向けて既存フォーマットの修正とともに、今後は、過去の契約書案を安易に踏襲することなく内容に誤りの無いよう、その都度十分な確認を行う。

柳川市監査委員告示第3号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3柳税務第1388号
令和4年1月11日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(市民部税務課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年12月28日付け3柳監査第138号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部税務課

指摘事項 (1) 契約事務	
ア	下記の物品購入の契約について、契約締結日が業者見積日前の日付となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・HPプリンター他 (59,510 円) ・センサー付ゴミ箱 (48,400 円)
措置等の内容	
1	原因 契約締結伺書のエクセルファイルをコピーした際、前データの契約日を変更し忘れていたため、誤った契約日が記載されたままになっておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約日については、正しい契約日に訂正しております。
3	再発防止策の内容 契約締結時の確認を徹底し、適正な契約事務処理を図ります。

指摘事項 (1) 契約事務	
イ	特別徴収税額通知書封詰及び発送仕分け人材派遣業務契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
措置等の内容	
1	原因 所得税、住民税申告相談の期間が終わり、課税事務が本格化している中での契約事務であったこととあわせ、コロナ禍の影響で申告相談期間が延長されたことも重なり、時間的余裕が無く、契約書の作成を失念してしまいました。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に締結した契約に係る事務処理のため。
3	再発防止策の内容 契約事務処理を速やかに行うこととします。

3 柳市民第 4 0 5 号
令和 4 年 1 月 1 1 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次
(市民部市民課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 1 2 月 2 8 日付け 3 柳監査第 1 3 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令の手続きを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理になるが、旅行命令簿へ記載を行い決裁後旅費及び雑費の支払いを行った。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定に注意し事務処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍システム改修業務委託契約書 ・戸籍附表システム改修業務委託契約書 ・戸籍システム改修業務委託契約書（戸籍副本全件送信対応）
措置等の内容
<p>1 原因 本来、補助金の交付決定通知がなされてから見積書の徴収等の契約事務を開始すべきでしたが、補助金の交付決定がなされる以前に見積書を徴収し、決定通知が到着してから契約を交わしたので見積書の徴収から契約締結の日まで期間が開く結果となりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を締結しており、支払いを行っているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 見積書の有効期限、契約事務規則等に十分留意しながら、契約事務を処理するよう注意します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 法改正対応モジュール適用業務委託契約について、契約金額が 10 万円以上であるため部長決裁となるが、課長決裁されている。

措置等の内容	
1	原因 ご指摘のとおり 10 万円以上の委託料の決裁区分は部長であるにもかかわらず、誤って課長決裁で処理を行っておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理になるが、部長に説明し、決裁をもらった。
3	再発防止策の内容 今後は、契約金額による決裁区分に注意し、柳川市事務決裁規程に基づき適正に処理します。

指摘事項 (2) 契約事務	
ウ	下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市民カード売買契約書 ・改ざん防止用紙印刷製本請負契約書 ・コンビニ交付附表ネットワーク対応業務委託契約書 ・戸籍システム改修業務委託契約書 ・戸籍附表システム改修業務委託契約書
措置等の内容	
1	原因 総務課より通知された遅延利息の率の改定については課内で回覧を行い共有しておりましたが、契約書作成時に確認を怠っておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約書を回収し、修正を行った。
3	再発防止策の内容 契約締結時には遅延利率のみならず内容等についても精査を行います。

3柳生環第1052号
令和4年1月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(市民部生活環境課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年12月28日付け3柳監査第138号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア EM活性液作成・配送業務委託業務の契約事務で、予定価格調書が封筒に封印されていない。
措置等の内容
1 原因 封印の確認を見落としていたため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約までの手続きが終了しており、措置できないため。
3 再発防止策の内容 起案者、決裁者の複数職員で添付資料も見落とさず確認を行う。

3 柳廃対第 5 2 9 号
令和 4 年 1 月 1 4 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次
(市民部廃棄物対策課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 1 2 月 2 8 日付け 3 柳監査第 1 3 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部廃棄物対策課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 令和3年3月分の資源ごみ（缶類）売却にあたり、買取量に契約と異なる率を乗じ買取額を算定し、誤った金額を収入している。
措置等の内容
1 原因 令和3年度の契約締結の際に決定した売却割合で、誤って事務処理を行っていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 指摘を受けた後、速やかに正しい金額を算定し、差額をお支払いしました。
3 再発防止策の内容 事務処理の確認作業を複数人で行なうことを徹底することとしました。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 歳出予算の流用申請に係る起案文書について、決裁権者により決裁されていないものがある。
措置等の内容
1 原因 市民部長の決裁を失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 事後にはなりましたが、市民部長に決裁を受けました。
3 再発防止策の内容 事務処理のヌケ・モレを無くすため、担当者及び係内での確認を徹底するように注意喚起を行いました。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 旧清掃工場跡地水質調査業務委託について、予算残額が不足しているにもかかわらず契約締結伺が起案、決裁されている。
措置等の内容
1 原因 金額のおおよその目安がついた時点で契約事務に入ってしまった。

2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約が終了しているためです。
3	再発防止策の内容 事務手続きの流れを確認したうえで、担当者だけでなく係内の複数職員が確認を徹底することとしました。

指摘事項 (3) 契約事務	
イ	下記の契約について、設定された予定価格が予算配当残額を超えている。 ・収集不可表示シール印刷 ・家庭用ゴミの出し方配布チラシ印刷
措置等の内容	
1	原因 作成者及び決裁者の不注意によるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約がすでに終了しているためです。
3	再発防止策の内容 事務手続きの流れをあらかじめ確認した上で、契約事務を進めていくことを確認しました。 また、来年度からは、締結伺に予算残額を明記したいと考えています。

指摘事項 (3) 契約事務	
ウ	資源物の売払の1品目について、見積額が同額であった3者のうち1者と契約しているが、決定に足る理由がない。契約にあたっては、あらかじめ選定方法を明らかにされたい。
措置等の内容	
1	原因 契約事務規則の認識不足によるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を終了しているためです。
3	再発防止策の内容 契約の内容については、担当者だけでなく係内の複数の職員がチェックしながら、契約事務を進めていくことを徹底することとしました。

指摘事項 (3) 契約事務	
エ	一般廃棄物（焼却灰異物）収集運搬及び最終処分業務委託について、3者契約であるにも

<p>かかわらず、うち1者が提出した見積書により金額を決定し契約締結している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 1 者の見積書を失念したまま契約業務を進めてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を終了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務処理のヌケ・モレを無くすため確認作業を複数人で行なうよう、課内に注意喚起を行いました。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>オ 電話機の賃貸借契約について、契約相手でないものから提出された見積書により金額を決定し、契約締結している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 手続きを行った業者からの見積書を契約相手からの見積書と誤って、契約業務を進めてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を終了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結の決裁を行う際には、確認作業を複数人で行うよう、課内に注意喚起を行いました。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>カ デジタル複合機カウンターサービス契約について下記のものがある。</p> <p>(1) 予定価格の設定及び契約締結伺書の決裁が、決裁権者によりなされていない。</p> <p>(2) 支払遅延に対する遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 (1)については、決裁権者を誤っていたことによるもので、(2)については、当該法律の改正されていたことを確認していなかったことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を終了しているためです。</p>

3 再発防止策の内容

年度末に必ず法律の改正について確認し、課内で共有します。

指摘事項 (3) 契約事務

キ 下記について、決裁を受けたものと異なる内容で契約締結している。

- ・一般廃棄物（焼却灰）運搬・処分契約
- ・一般廃棄物（処理残さ）運搬・処理委託契約
- ・ごみ焼却灰運搬委託契約
- ・大和干拓最終処分場除草及び整地業務委託契約

措置等の内容

1 原因

契約書の作成を相手方にお願ひし、内容を十分に確認しないまま契約締結したためです。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約を終了しているためです。

3 再発防止策の内容

契約書は、発注者側で作成し、内容については、担当者だけでなく係内の複数の職員がチェックしながら契約事務を進めていくことを徹底することとしました。

指摘事項 (3) 契約事務

ク 令和3年10月1日付の金属類売払契約について、予定価格が設定されていない。

措置等の内容

1 原因

公定価格は変わることがないため予定価格と同義と考え、予定価格を設定しませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約が終了しているためです。

3 再発防止策の内容

今後は、予定価格を設定して契約金額を決定します。

指摘事項 (4) その他

ア 行政財産使用許可証に、柳川市公印規則の規定と異なる公印を使用しているものがある。

措置等の内容

1 原因

使用公印の判断を誤って使用してしまいました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約が終了しているためです。

3 再発防止策の内容

柳川市公印規則を係内で再度確認し、共通認識の下に事務処理を行うように確認しました。

柳川市監査委員告示第5号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課）、水道課、下水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3柳建設第1363号
令和4年2月17日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(建設部建設課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年1月31日付け3柳監査第156号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部建設課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 旅行命令において旅行命令権者でない者により命令されているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁時に確認が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に公務旅行を行ったためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 再度、課内で「休暇の承認・勤務命令等区分一覧表(R2.4)」を確認し、再発防止を徹底します。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>イ 下記の支出負担行為（変更）書について、会計管理者の確認を受けていない。</p> <p>①起票日 令和3年5月20日 昭南町6号線道路改良工事</p> <p>②起票日 令和3年5月20日 園ノ内五須丸線狭隘道路工事</p> <p>③起票日 令和3年5月27日 高橋中牟田線道路舗装工事</p> <p>④起票日 令和3年7月13日 高橋中牟田線用地測量（2工区）業務委託</p> <p>⑤起票日 令和3年6月28日 龍泉小井手線道路改良工事</p> <p>⑥起票日 令和3年10月18日 差入2号線道路改良工事</p>
措置等の内容
<p>1 原因 課内の決裁後、会計課に回覧するのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが会計課へ回覧を行い、確認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、係長を含めた複数の職員で確認を行い再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 差入2号線道路改良工事に係る支出負担行為書について、決裁権者の押印が無い。
措置等の内容
1 原因

<p>決裁時に確認が不足していました。</p>
<p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後ではありますが、副市長の決裁を受けています。</p>
<p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、係長を含めた複数の職員で確認を行い再発防止に努めます。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ア 下記の物品（建設用原材料）購入について、予定価格が3万円を超えているため見積書を徴取すべきであるが徴取されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラミネーター4本ローラー、電子タイトルプリンタータイトルプレーン2 ・ポストコーン他
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>決裁時に確認が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に物品を購入したためです。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>再度、係内で「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱」を確認し、再発防止を徹底します。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>イ 下記の物品について納品期限内に納品されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラミネーター4本ローラー、電子タイトルプリンタータイトルプレーン2 ・杭打 小 ・ふせんBOX
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>納品日の設定に無理があったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に商品が納品されているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、納品期限につきましては、適正な日数を設定します。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ウ 下記の物品購入について、契約締結伺書が見積徴取前に起案・決裁されている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器煙式・取替用アダプタ（吉富団地） 249,480 円 ・住宅用火災警報器煙式・取替用アダプタ（佃団地） 166,320 円
措置等の内容
<p>1 原因 事前見積の日付で決裁を受けていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に商品が納入されているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、起案時の確認を徹底し再発防止に努めます。</p>

指摘事項（2） 契約事務
エ 建設用原材料単価契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。
措置等の内容
<p>1 原因 ご指摘の随意契約の理由や根拠規定の記載につきましては、通常、工事で使用する起工様式ではなく、起案文書により起工を行ったため、記載漏れが生じました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に単価契約を締結しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約に伴う業務全般について費目別及び金額別に事務フローを作成し、再発防止を徹底します。</p>

指摘事項（2） 契約事務
オ コニカミノルタ複合機賃貸借及びカウンター契約において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 支払遅延利息の率の確認を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 業者に依頼し、契約書を訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約内容の確認を徹底し再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>カ 下記の契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用して柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結しているが、契約事務規則第 21 条の 2 に定める公表がされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和枝光線除草業務委託 ・中島遊歩道除草業務委託 ・正行中山線除草業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 公表の段階において、直営で除草を実施する計画としていたため、公表から除外していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 速やかに公表を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、委託を実施する方向性が決まり次第、速やかに公表することとします。</p>

指摘事項 (3) その他
<p>ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 どうしても市内在住者で連帯保証人を立てることができない場合は、市外の方でも認めていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに入居しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 連帯保証人を市内在住者に限定すれば、連帯保証人を立てることができず市営住宅に入居できない方が出てくるため、市営住宅管理条例の見直し、条例改正を検討します。</p>

3柳都計第638号
令和4年2月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(建設部都市計画課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年1月31日付け3柳監査第156号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部都市計画課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 令和3年度労働者派遣個別契約について、施行令第167条の2第1項第3号を適用して随意契約しているが、契約事務規則第21条の2に定める公表がされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則第21条の2の内容を理解しておらず、公表を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘後、総務課に報告は行いましたが、すでに令和3年度の公表が行われているため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項について課内で情報を共有しました。今後は共通理解をしたうえで適正な処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 契約金額が1,000万円を超える令和3年度公園清掃業務委託の契約締結に係る起案文書について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議がない。
措置等の内容
<p>1 原因 起工伺いと同様に合議が必要ないものと勘違いし、合議の決裁を行っていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘を受け総務課に説明し、事後にはなりますが総務部長までの合議をもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則等を課内職員で確認を行いました。今後この様な事が無いよう、チェック体制を強化し、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 遊歩道清掃業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 施行令第167条の2第1項第2号に該当すると誤って判断していました。</p>

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に契約、施行済みのため不措置とします。

3 再発防止策の内容

契約事務規則等を課内職員で確認を行いました。今後この様な事が無いよう、チェック体制を強化し、適正な契約事務処理の徹底に努めます。

指摘事項 (1) 契約事務

エ 令和3年2月1日付けのカラープリンター賃貸借契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

措置等の内容

1 原因

業者選定後、7日以内に契約書を作成するのを失念していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約締結済みのため不措置とします。

3 再発防止策の内容

契約事務規則等を課内職員で確認を行いました。今後この様な事が無いよう、チェック体制を強化し、適正な契約事務処理の徹底に努めます。

指摘事項 (2) その他

ア 下記の行政財産の使用について、誤った使用料により使用許可決議書の決裁を受け、行政財産使用許可証を発行している。

- ・柳川市三橋町下百町49-1（令和3年度まちづくり支援自動販売機の設置）
- ・柳川市三橋町中山539（令和3年度まちづくり支援自動販売機の設置）

措置等の内容

1 原因

許可書を発行した後に使用料の算出を誤って決裁を受けていることに気付き、正しい使用料で再度決裁を受け許可証の再発行を行いました。変更後の決裁文書と変更に伴い再発行した許可証の控えを綴ることを怠り、調書の作成時にも変更前の金額を記載しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

正規の使用料での決裁文書と再発行後の許可証の控えを添付したうえで、決議書の訂正を行いました。

3 再発防止策の内容

指摘事項について課内で情報を共有しました。今後は共通理解をしたうえで適正な処理の徹底に努めます。

指摘事項 (2) その他
イ 都市計画情報システム保守業務委託に係る契約締結伺書の保存区分について、文書管理規程第 35 条に規定する基準表の期間とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 起案時の思い込みと決裁時のチェック不足が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 訂正印押印のうえ、訂正を行っております。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当係で文書管理規程の確認・指摘事項共有のミーティングを実施しました。今後は起案時の確認及び決裁時のチェック体制を強化し、適正な事務処理の徹底に務めます。</p>

指摘事項 (2) その他
ウ 行政財産使用許可申請書について、文書管理規程第 20 条に規定する供覧が行われていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 起案時の思い込みと決裁時のチェック不足が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 申請ごとに供覧しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 文書管理規程を課内職員で共通理解したうえで、今後この様な事が無いよう、適正な事務処理の徹底に努めます。</p>

3柳国調第1268号
令和4年2月22日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(建設部国土調査課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年1月31日付け3柳監査第156号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部国土調査課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和3年1月6日に県庁まで自家用車により旅行しているが、支給額を誤っている。また、この旅行命令書について特別承認事項として自家用車使用の旨を記入しているが、これに係る承認印がない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 決裁時に確認が不足していました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 支給額の差額を出張職員より返納をおこなっています。 旅行命令書について、事後、承認印をもらいました。 3 再発防止策の内容 今後、出張命令書の事務処理をおこなう上で、課内にて確認作業を怠らないよう努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借業務について、契約締結伺の履行期間と契約書の賃貸借期間が相違している。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 契約締結伺の履行期間の確認を怠っておりました。 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後、支払い済みであるためです。 3 再発防止策の内容 担当職員並びに課内での事務処理理解を深め、決裁に係る確認を課内で周知します。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 文書収納棚の備品購入の契約で契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 柳川市契約事務規則の確認を怠っておりました。

2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後、文書収納棚を納入しており支払い済みであるためです。
3	再発防止策の内容 担当職員並び課内にて柳川市契約事務規則の相互理解を深め、決裁に係る確認を周知します。

指摘事項 (3) その他

ア 道路占用許可証について、期間の短縮により道路占用変更許可証を交付すべきところを、同一日付、同一番号で期間の相違する許可証を再度交付している。
--

措置等の内容

1	原因 柳川市道路占用規則の確認を怠り、再度許可証を発行しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 工事完了し、占用料も納入済みであるためです。
3	再発防止策の内容 柳川市道路占用規則の規定について、担当職員並びに課内にて相互理解を深めるよう徹底します。

3 柳水道第 8 7 2 号
令和 4 年 2 月 2 1 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次
(柳川市水道事業管理者の権限を行う市長)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 1 月 3 1 日付け 3 柳監査第 1 5 6 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア 次亜注入設備保守点検業務委託について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容
1 原因 誤って改正前の率で契約締結したもの。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に締結した契約で、概ね業務が完了しているため。
3 再発防止策の内容 支払遅延利息率の通知文書のコピーを契約締結時の起案に添付し、各決裁権者で確認するようにした。

3柳下水第494号
令和4年2月21日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子 健次
(柳川市下水道事業管理者の権限を行う市長)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年1月31日付け3柳監査第156号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務	
ア	<p>予定価格調書について下記の誤りがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三橋第4ポンプ場1-2号汚水ポンプ点検修繕の予定価格調書は、設定日が契約締結日より後になっている。 ・柳川浄化センター汚泥処理棟No2陸上ポンプ分解修繕の予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る文書が起案・決裁されている。
措置等の内容	
1	<p>原因</p> <p>予定価格設定権者であった課長と設計書作成者の情報共有不足により、誤った日付を記載したことによるものです。</p> <p>予定価格表の未開封については、設計価格が予定価格となることから設計書記載の価格で事務処理を進め、予定価格表開封を失念したことによるものです。</p>
2	<p>措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>課長が正しい日付へ訂正を行いました。未開封の予定価格表は、開封を行い設計価格と予定価格が一致していることを確認しました。</p>
3	<p>再発防止策の内容</p> <p>担当者の事務処理を過信することなく確認を行うよう課員に注意喚起を徹底しました。</p>

指摘事項 (1) 契約事務	
イ	<p>柳川浄化センター汚泥処理棟No2陸上ポンプ分解修繕の起工伺及び契約締結伺は、「80万円を超える物品の調達執行」のため市長決裁となるが課長決裁されている。</p>
措置等の内容	
1	<p>原因</p> <p>内容が分解修繕であったため、柳川市水道課及び下水道課事務決裁規程第3条第1号のウで処理すべきをイに該当するとの関係職員の思い込みによるものです。</p>
2	<p>措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後処理になりますが、事情を説明し起工伺及び契約締結伺に決裁を受けました。</p>
3	<p>再発防止策の内容</p> <p>例規に記載されている事項を課員に周知し、注意喚起を徹底しました。</p>

柳川市監査委員告示第9号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校）、中学校（柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年4月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3柳教学第4653号
令和4年3月31日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(教育部学校教育課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年2月28日付け3柳監査第176号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

指摘事項 (1) 支出事務
<p>ア 下記の支出負担行為決議書について、会計管理者の確認を受けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月5日起票 柳川市立三橋中学校営繕工事 ・令和3年8月5日起票 柳川市立三橋中学校体育館LED照明器具取替工事 ・令和3年8月25日起票 昭代第二小学校校舎外壁塗装他工事に伴う設計業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 会計管理者の押印が無いことを確認せずに保管していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に支出命令書により支出済みのため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 支出負担行為決議書の保管時に押印欄を必ず確認します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア GIGA スクール構想に基づくタブレット端末整備事業の契約保証金について、起案文書により決裁を受けることなく契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 契約書の契約保証金の記載誤りになります。この契約については、受注者の履行実績を考慮して、契約保証金を免除すべきところを誤って記載していました。契約書の内容の確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約の履行が終了しており、契約変更の手続きは不可能なので現状のとおりとします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことが無いように、契約書作成の際に必ず「柳川市契約事務規則」を確認します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 小中学校校舎窓ガラス清掃業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。</p>

措置等の内容	
1	原因 「校舎2階以上の外側に面する窓ガラスを内外清掃する」という内容が高所作業になるため、このような特殊な作業をもって同規定に合致すると認識していましたが、その認識が誤りでした。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約済であるため、不措置としております。
3	再発防止策の内容 次年度からは法令等を遵守し、指名競争入札により契約行為を行います。

指摘事項 (2) 契約事務	
ウ コニカミノルタ複合機レンタル契約について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。	
措置等の内容	
1	原因 契約書の確認不足により、誤って改正前の率を記載していました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に今年度の契約履行期間が終了に近づき、概ね完了しているため不措置とします。
3	再発防止策の内容 支払遅延利息の率について、通知文書のコピーを契約締結時の起案に添付し確認します。

指摘事項 (2) 契約事務	
エ 印刷機賃貸借契約（昭代中、柳河小、城内小）について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。	
措置等の内容	
1	原因 起案文書作成の際に「柳川市財務規則」の確認不足により、総務部財政課合議を失念していました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、総務部財政課より合議を得ました。
3	再発防止策の内容 今後は「柳川市財務規則」を必ず確認し適切な事務処理をします。

指摘事項 (2) 契約事務	
オ 結核精密検査委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。	

措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則の内容を熟知していなかったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約が終了しているため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約事務規則の定めにより、事務を確実に執行します。</p>

指摘事項 (3) 財産管理
ア 郵便切手使用簿に記録されている切手の残数と保有枚数が相違している。
措置等の内容
<p>1 原因 令和2年1月9日検査時には、郵便切手の残額と郵便切手使用簿の残額が合致していることを確認しています。しかし、今回の定期監査資料の提出において、郵便切手使用簿及び郵便切手を準備していたところ、郵便切手と郵便切手使用簿が別々の場所に保管され、郵便切手の残額と郵便切手使用簿の記載残額が異なっていました。</p> <p>いつの時期からかは不明ですが、郵便切手使用簿と郵便切手が別々の場所で保管されていたこと、郵便切手の使用について、職員に対する引き継ぎ及び周知が徹底されていなかったことにより、郵便切手使用簿に記載せずに、返信用切手や郵便料金不足分に切手を随時使用していたものと確信をもって推測されます。</p> <p>課内で調査をしたところ、現在の切手使用については、返信用切手と郵便料金不足に使用し、また、切手の受領については、市民サービス課から受領していることを確認しています。</p> <p>本来であれば、郵便切手と郵便切手使用簿をセットで保管し、切手の使用を管理しなければならなかったのですが、郵便切手使用簿には未記載のまま、切手を使用してしまったことは管理が不適切であったと深く反省しております。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 現在、郵便切手を使用する際には、市民サービス課から受領し使用しているため、令和4年1月14日に三橋庁舎市民サービス課に学校教育課内の郵便切手すべてを移管しております。</p> <p>3 再発防止策の内容 すでに郵便切手は学校教育課内に無いので今後管理することはありませんが、他の事務処理において今後のこのようなことが無いよう適切な事務処理を実施します。</p>

指摘事項 (3) 財産管理
イ 藤吉小学校の運動場使用申請について、柳川市立学校施設利用条例施行規則に規定する日までに利用許可申請書が提出されていないものがある。

措置等の内容	
1	原因 学校側と利用者が口頭で施設利用について申請・許可を行い、その利用実績に基づいて翌月に申請書を提出していたためです。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に利用されているため、不措置としております。
3	再発防止策の内容 今後は、条例・規則に沿った処理を行います。また、年度当初に、学校施設利用申請書の処理方法について学校へ周知致します。

指摘事項 (3) 財産管理	
ウ	蒲池小学校及び大和小学校の運動場使用申請について、使用料を減免しているが、減免申請欄が記入されておらず押印がないものがある。
措置等の内容	
1	原因 減免申請欄の確認漏れによるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に利用されているため不措置としております。
3	再発防止策の内容 今後は、条例・規則に沿った処理を行います。また、年度当初に、学校施設利用申請書の処理方法について学校へ周知致します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳川学校給食共同調理場）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 予算残額が不足しているにもかかわらず、修繕契約をしているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 事務手続きを誤っていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に手続きを終えているため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 関係法令及び市例規に則り事務を行います。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 清掃業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 事務手続きを失念し、契約日を誤っていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に手続きを終えているため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 関係法令及び市例規に則り事務を行います。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 学校給食物資購入に係る起案文書について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議がない。
措置等の内容
<p>1 原因 財務規則の内容を熟知していなかったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に手続きを終えているため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、財務規則の定めにより、事務を確実に執行します。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

指摘事項（1）支出事務
ア 調理等業務委託契約の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
措置等の内容
1 原因 年度当初に契約の件数が多かったため、決裁終了の確認が漏れていました。書類の確認不足が原因です。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済み』 指摘を受けて、すみやかに会計管理者の決裁を受けました。
3 再発防止策の内容 今後は確認を十分に行います。

指摘事項（2）契約事務
ア 予算が不足しているにもかかわらず、委託契約締結しているものがある。
措置等の内容
1 原因 残さい処理の委託契約について、昨年まで契約していた養豚業者が廃業につき、契約の締結を断わったため、他の同業者に契約の打診をしたが契約に至りませんでした。 その後市内の廃棄物処理業者と協議の上、年度内になってやっと契約することの合意にいたりました。 当初予算よりも委託料が上回った場合は、予算流用の時期を本来は見積もり徴収前にすべきところを、契約書を取り交わした段階で予算流用するものと勘違いしていました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 すでに契約済みであり現在執行中ですので、不措置とします。
3 再発防止策の内容 今後は、契約が必要な事業を執行する際には、予算が確保されているかを十分確認し、予算不足が生じている場合は、見積徴収段階で、積算を行うか又は参考見積を徴収するかの事務処理を行った後に、予算流用して予算を確保して事業実施するようにします。

指摘事項（2）契約事務
イ 学校給食物資購入に係る起案文書について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。

措置等の内容

1 原因

前年度踏襲での起案行為を行っていたことが財務規則4条の規程に沿っていなかったものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済み』

決裁を部長決裁とし総務部長の合議をすることに変更しました。

3 再発防止策の内容

同上

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

指摘事項（1） 契約事務
ア 給食配送等業務委託について、予定価格調書を封筒に封印されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁が下りた時に封印されていなかったものを、そのままクリアファイルで保管しておりました。再度、封印してもらうようお願いしなかったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約済みであり、現在執行中ですので不措置としております。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、決裁が下りた時、封印してあるかどうか確認します。今後このようなことが無いよう細心の注意を払います。</p>

指摘事項（1） 契約事務
イ マット及びモップ賃貸借契約締結時に添付されている見積書が、決裁日より後になっている。
措置等の内容
<p>1 原因 見積業者が、来年度の契約なので実際提出した日付より後の日付を記入しておりました。それを、よく確認しておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約済みであり、執行中でありますので不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 見積提出時に、金額とともに日付をよく確認する事とします。2度とこのようなことが無いように細心の注意を払います。</p>

指摘事項（1） 契約事務
ウ 学校給食物資購入に係る起案文書について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。
措置等の内容
<p>1 原因 前年度のものを踏襲して起案をしておりました。財務規則第4条の規程に沿っていなかった事に気付かなかったのが原因です。</p>

- | | | | |
|---|--------------------------------|-------|-------|
| 2 | 措置内容の概要 | 措置の状況 | 『措置済』 |
| | 決裁を部長決裁とし総務部長の合議をもらうことにしております。 | | |
| 3 | 再発防止策の内容 | | |
| | 今後、規則等の改定の際に十分気を付けて起案します。 | | |

指摘事項 (1) 契約事務

エ	ホームテレフォンの賃貸借契約の更新手続きにおいて、見積書及び契約書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
---	---

措置等の内容

- | | | | |
|---|---|-------|-------|
| 1 | 原因 | | |
| | 更新手続き（1月末）の際に申込書をファックスしますが、ファックスを受信すると同時に見積書と契約書が送付されてくるためです。 | | |
| 2 | 措置内容の概要 | 措置の状況 | 『不措置』 |
| | 既に契約済みで支払いも終了しているため、不措置としました。 | | |
| 3 | 再発防止策の内容 | | |
| | 今後は見積書の提出を依頼し、見積書提出後、契約書を送付するよう業者に指導します。 | | |

3 柳教人第 1 4 4 号
令和 4 年 3 月 1 4 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市教育委員会
教育長 沖 毅
(教育部人権・同和教育推進室)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 2 月 2 8 日付け 3 柳監査第 1 7 6 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部人権・同和教育推進室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 急な出張であった為、旅行命令（依頼）書を作成せずに出張し、旅行命令権者の命令確認を怠っていた為です。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅行命令（依頼）書を作成し、支払い処理を行いました。
3 再発防止策の内容 ・出張が必要な場合は、事前に旅行命令（依頼）書を作成し、旅行命令権者の命令を受けるよう徹底します。 ・旅行命令権者の命令確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務
ア パソコンの購入契約について、契約事務規則第29条第6号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。
措置等の内容
1 原因 指摘事項について確認を怠っていた為です。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘事項について、契約が終了し、支払いも終了している為です。
3 再発防止策の内容 ・契約事務規則により適正な事務処理に努めます。 ・内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 契約締結伺書に、検査員の任命について決裁されていないものがある。
措置等の内容
1 原因 指摘事項について確認を怠っていた為です。

2	措置内容の概要	措置の状況『措置済』
	指摘事項について、検査員の任命についての追認を受けました。	
3	再発防止策の内容	
	内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。	

指摘事項 (3) その他

ア	下記の起案文書の保存区分について、文書管理規程第 35 条に規定する基準表の保存期間とされていない。
	・令和 3 年度 柳川市社会教育集会所印刷機設置に伴う貸借契約について
	・令和 3 年度 柳川市人権を考えるつどい(人権週間)講演業務委託契約書の締結について

措置等の内容

1	原因	
	指摘事項について確認を怠っていた為です。	
2	措置内容の概要	措置の状況『措置済』
	起案文書の保存区分について、文書管理規程第 35 条に規定する基準表の保存期間に訂正しました。	
3	再発防止策の内容	
	内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。	

3 柳教図第 4 0 7 号
令和 4 年 3 月 1 7 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市教育委員会
教育長 沖 毅
(教育部図書館)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 2 月 2 8 日付け 3 柳監査第 1 7 6 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 財産事務
ア 柳川市立図書館条例第 10 条第 3 号に該当するものからの利用許可申請に対し、利用を許可し使用させている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>利用目的が参加費無料による特別公開授業だったため、柳川市立図書館条例第 10 条第 3 号に規定された営利目的には該当しないと判断し、許可したため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に利用されているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>利用許可の判断にあたっては、利用目的と第 10 条に規定された内容とを照らし合わせ、慎重に行うこととしました。また、判断が難しい案件については記録として残し、活用していくことで、利用許可の適正な判断に努めていきます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 昭代分館及び蒲池分館の図書館システムリース契約について、下記の誤りがある。
<p>(1) 予定価格が設定されていない。</p> <p>(2) 賃貸人でないものから見積書を徴取している。</p> <p>(3) 契約締結前に業務に着手するよう書面にて依頼している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) リース元金にリース料率とリース期間を乗じて得た金額をもとに予定価格を設定しなければならないところを、誤ってリース元金をもとに設定していたため、予定価格の適正な設定ができていませんでした。</p> <p>(2) 機器の賃借人から見積書を徴取すべきところを、誤って機器の更新作業の受託者から見積書を徴取していました。</p> <p>(3) 契約内容に係る作業については契約締結後に着手させなければならないところを、誤って契約締結前に指示をしていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>(1) 既に契約を締結しているため。</p> <p>(2) 既に契約を締結しているため。</p> <p>(3) 指示した作業については既に履行されているため。</p>

3 再発防止策の内容

予定価格の設定や見積書徴取の相手方、契約内容に係る作業については、契約事務規則を再度確認したうえで、適正に行っていくことに努めます。

指摘事項 (2) 契約事務

イ 予定価格が10万円を超える令和3年度タトルテープの単価契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

措置等の内容

1 原因

柳川市契約事務規則第23条第1項のただし書きを適用する場合にはその理由を明確にしておく必要があるにもかかわらず、失念していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

決裁権者に説明をしたうえで、起案文書に1者見積りとする具体的な理由を追記しました。

3 再発防止策の内容

1者見積りの場合にはその理由を明確にするとともに、チェック体制の徹底を図ることで適正な事務処理の履行に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務

ウ 下記について、施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠規定としているが、いずれも内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

- ・令和3年度空調設備保守点検業務
- ・令和3年度設備管理業務

措置等の内容

1 原因

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号規定内容の理解不足により、3者見積りを行っていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

決裁権者に説明をしたうえで、契約方法を指名競争入札に準じた契約に修正しました。

3 再発防止策の内容

随意契約を行おうとする場合には、随意契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であることを念頭におき、合理的な理由と適用条項等に留意の上で判断することに努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
エ 柳川市図書書店組合の解散に伴う柳川市図書館用図書納入基本契約の解除について、最終契約分の履行確認前になされている。
措置等の内容
<p>1 原因 基本契約の解除日を決定するにあたり、最終契約分の履行（最終納品日）確認を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 基本契約に基づく最終納品が履行され、また書店組合も解散しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約の解除及び解除日の決定にあたっては、契約内容を確認の上、適正に行うこととしました。</p>

3柳教学第4653号
令和4年3月31日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(教育部 学校教育課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年2月28日付け3柳監査第176号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（昭代第一小学校）

指摘事項（1） 契約事務
ア 保健指導用消耗品の購入に係る伺兼依頼書について、検査欄に決裁権者の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 年間を通して送付されてくる保健ニュースにおいて、令和2年4月1日に起案・決済を行い、令和3年3月31日に検査を行う必要があった伺兼依頼書で、決裁権者印の押印を失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後になってしまったが、説明をして決裁の押印をもらいました。
3 再発防止策の内容 年度当初に起案し年度末に検査が必要な場合において、確実に検査・押印を行うよう留意し、決裁権者の押印漏れのないようにします。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（皿垣小学校）

指摘事項（1） 契約事務
ア 伺兼依頼書に、決裁されていないものがある。
措置等の内容
1 原因 新型コロナウイルスに伴い、衛生関係の物品購入事務が増え押印箇所を見落としていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 伺兼依頼書等の書類に係る押印について、事後でありますが決裁の押印を受けました。
3 再発防止策の内容 伺兼依頼書等押印箇所の確認及び見直しをしっかりと提出をします。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（中島小学校）

指摘事項 (1) 支出事務
ア 支出負担行為書に、会計管理者の確認を受けていないものがある。
措置等の内容
1 原因 支出負担行為書の添付書類に訂正があったため返却してもらいました。その後、修正して決済を受けるべき書類を部長決裁のまま保管していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 修正後の支出負担行為書を会計管理者に確認してもらいました。
3 再発防止策の内容 支出負担行為書をはじめ決裁書類の確認を十分に行い、適切な事務処理を遂行します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋中学校）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 令和3年7月13日起案の純正トナー購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書に、決裁権者の押印がない。
措置等の内容
1 原因 純正トナーの購入価格が47,850円で50,000円以下であったため学校長決裁と理解し処理したために教育委員会の決裁印の漏れが生じました。 購入予定金額が50,270円で50,000円を超え、教育委員会の決裁を必要とする事案でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 教育委員会の担当者に上記の不備を説明し、書類を送付し決裁をもらいました。会計課には、決裁済みの書類の写しを送付しました。
3 再発防止策の内容 上記の不備を協議し、書類の稟議を徹底することを確認しました。

柳川市監査委員告示第11号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年2月に実施した保健福祉部（福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

4 柳福祉第 171 号
令和 4 年 4 月 22 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部福祉課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 3 月 31 日付け 3 柳監査第 210 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
ア 訪問看護師養成講習会の委託料受領のための調定決議書は、契約締結日ではなく納付書発行の依頼日に起票されている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>財務規則第 25 条第 1 項の規定を失念していたことが要因です。</p> <p>さらに、毎年受託するものでもなく、かつ、今期はコロナ禍で急遽受入れ中止となることも予見されていたため、こちらの判断で講習実施後に相手方の支払い準備ができた段階で調定を行ってしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に調定済及び収入済のため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>次回からは契約締結日で調定を行います。</p> <p>調定決議書を起案、決裁を行う際に、適正日であるか、係長及びセンター長でその都度二人で確認を行うこととします。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による命令を受けずに旅行しているものがある。
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>担当者が急を要していたため旅行復命簿への記載を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>過年度については市長決裁を行い、支払いが遅くなっている分についても、旅費雑費として早急に支給いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>柳川市職員等の旅費に関する条例、及び施行規則について課内全員で再度確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 伺兼依頼書を予算残額が不足している状態で起票し、後に予算流用しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 物品購入の金額が確定して、必要な金額のみ予算の流用を行っておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 物品購入の額が決定後、予算の流用を行い、既に物品を購入しております。</p> <p>3 再発防止策の内容 支出予算が無い場合は、先に予算流用を行い、予算を確保後に物品購入伺いを行うことを課内で再確認し、今後、そのようなことがないように再発防止に努めてまいります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 柳川市高齢者等心配ごと相談事業業務の委託契約締結伺において、契約保証金免除の契約事務規則の適用号数が誤っている。
措置等の内容
<p>1 原因 契約書と委託契約締結伺い文中の保証金免除の契約事務規則の適用号数が相違していることを見落としておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 契約締結伺について、契約保証金免除の契約事務規則の適用号数を誤っておりましたので訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則を遵守し、事務に誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

4 柳生支第 6 号
令和 4 年 4 月 6 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部生活支援課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 3 月 3 1 日付け 3 柳監査第 2 1 0 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア 柳川市生活困窮者就労準備支援事業等委託業務の契約事務で、予定価格調書が封入されていない。
措置等の内容
1 原因 予定価格設定者が作成された予定価格調書を確認したところ見積比較価格と予定価格の整合性がとれていなかったため、予定価格設定権者に改めて同調書を作成いただきました。その際、誤記の訂正であるため必要ないと考え、封入までは求めなかったためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約を完了しているため不措置としました。
3 再発防止策の内容 指摘により封入が必要であることを認識し、情報共有のため、指摘内容について課内で回覧を行いました。

4 柳子支第 1 7 7 号

令和 4 年 4 月 1 9 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様

柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次

(保健福祉部子育て支援課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 3 月 3 1 日付け 3 柳監査第 2 1 0 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部子育て支援課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 保育所等安全対策事業費補助金（延長保育事業等分）について、物品購入に伴い付与された購入店のポイント分を控除せず補助金を算定し、実質的に要した補助対象経費以上の補助金が交付されているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 実支出額を補助対象経費とみなして交付決定を行っており、ポイントの有無は確認していませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正な手続きで交付決定を行い、支出済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後の各種補助金の金額算定に当たっては、補助申請時にポイントの有無等について確認し、ポイント分を控除した額で申請及び実績報告をするように周知徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 乳児健康診査委託契約について、契約事務規則第 29 条第 1 項第 7 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結時に誤りがないかの確認が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約業務が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書等の作成に当たっては、内容に誤りがないか複数の職員によるチェックを行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 産婦健康診査業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定総額が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結時に誤りがないかの確認が不足していました。</p>

<p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約業務が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書等の作成に当たっては、内容に誤りがないか地方自治施行令の再度確認を徹底します。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ウ 地域子育て支援拠点施設警備業務委託について、下記のものがある。</p> <p>(1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。</p> <p>(2) 財務規則第 4 条に規定されている総務部長との合議が行われていない。</p> <p>(3) 契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>(1) 法令の解釈を誤っていたため。</p> <p>(2)、(3) 必要な手続きや規定を失念していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約業務が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結に当たっては、地方自治施行令等法令の規定に基づき、手続きに誤りがないか、確認を徹底します。</p>

4 柳健康第 179 号
令和 4 年 4 月 22 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部健康づくり課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 4 年 3 月 31 日付け、3 柳監査第 210 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書 (別紙) のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和2年度のインフルエンザ予防接種費用助成金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」に基づく財政課の合議を受けていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 合議が必要である文書にもかかわらず、財政課へ回すのを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査指摘終了後、事後になりましたが、財政課の合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務決裁規定を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。 再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 被用者保険に係る子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療費支給事業状況データ提供業務委託に係る契約締結伺について、契約締結日以降に起案されている。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結に係る文書について、契約相手（国保連合会）の「業務委託依頼に基づく契約の流れ」に沿って事務を行っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約履行し、支払いまで完了しているため、事後措置は行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務の手順を再度確認し、適切な契約事務を行っていきます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記の契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種検診問診票・がん検診等案内チラシ印刷 ・国民健康保険被保険者証印刷

措置等の内容
<p>1 原因 利率変更の総務課通知と注意点等をクリアファイルにまとめていたが、利率を確認せず前年度の利率のままの様式を使用していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し納品されているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務の手順を再度確認し、事務引継ぎを徹底するよう係内に周知しました。 適切な契約事務を行っていきます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 国民健康保険被保険者証の印刷契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。
措置等の内容
<p>1 原因 以前より専門性もあり競争入札に適さないと考え「第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」で作成しておりました。しかし他業者も可能ではないかと考え見積もりを徴収しておりました。結果 2 社とも辞退しております。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し納品されているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 安易な考えで見積もりを徴収せず、適用条項に沿って適切な契約事務を行っていきます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
エ 令和 3 年度の「週刊保健衛生ニュース」年間購読の伺兼依頼書について、決裁権者の決裁がない。
措置等の内容
<p>1 原因 担当者に戻ってきた際に、全て押印されているか確認作業が漏れていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 監査指摘終了後、事後になりましたが、決裁権者の押印をお願いいたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁終了後、全てに押印されているか確認作業を怠らないよう努めてまいります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
オ 令和3年度集団検診業務委託契約書について、契約事務規則第25条に規定する日までに作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約書は決裁後、すぐに作成し7日以内に契約の相手方とともに当該契約書に記名押印の上、保持していましたが契約書の日付を、事業が開始される6月からとしていました。契約書を作成する際の契約事務規則についての認識が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に適正に契約履行し、支払いまで完了しているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務規則を再度確認し、今後は契約の相手方が決定したら、契約事務規則に規定された期間内に契約書を作成し、適正な契約事務を行うように努めてまいります。</p>

指摘事項 (3) その他
ア 国民健康保険被保険者証印刷の契約に係る起案文書について、保存区分が文書管理規程第35条に規定する基準表の保存期間とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>一連の作業が分かるように同じ文書フォルダーで管理していたため、一般の文書と同じ保存期間となっていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>保存期間を訂正いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>文書管理規程に沿って処理し、必要であれば写しを保存するよう係員へ指導いたしました。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課（総合保健福祉センター）

指摘事項（1） 支出事務
ア 職員が旅行命令書による命令を受けずに旅行しているものがある。 職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 上司へ口頭での報告だけで、旅行命令書への記載を失念したものでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、旅行命令書に追記を行い旅行命令権者の決裁を受けました。
3 再発防止策の内容 今後は、旅行予定者に対して係内で声掛けをするなどして、旅行命令を受けて旅行をするよう徹底し再発防止に努めます。

指摘事項（2） 契約事務
ア サウナマット賃貸借契約について、施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。
措置等の内容
1 原因 随意契約を行う際に、よく適用条項を確認せず事務手続きを行っていたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約が完了しているため。
3 再発防止策の内容 随意契約を行う際は、柳川市随意契約ガイドラインを熟読し、係全体で随意契約の根拠となる適用条項の確認を行い、適切な法令等で契約を行うよう徹底します。

4 柳人同第 28 号
令和 4 年 5 月 12 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部人権・同和対策室)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 3 月 31 日付け 3 柳監査第 210 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部人権・同和対策室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による命令を受けずに旅行しているものがある。 職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令書の記載を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅行を実施した職員が、旅行命令権者に旅行命令書の記載・決裁を失念していたことを説明し、旅行命令書の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 職員等の旅行については事前に旅行命令書の記載と、旅行命令権者の決裁を受けることなど書類の不備がないか、職員間で確認と徹底を行なうとともに、旅行命令権者に復命報告する時にも、旅行命令書に不備がないか所属長が確認を行う。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 旅行命令書について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、これに係る承認印がないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令権者の特別承認事項承認印の押印漏れであるとともに、旅行命令を受けた職員の承認印の確認漏れです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 経理担当職員が、旅行命令権者に旅行命令書の承認印漏れを説明し、旅行命令書の特別承認事項の承認印を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 職員等の旅行については事前に旅行命令書の記載と、旅行命令権者の決裁を受けることなど書類の不備がないか、職員間で確認と不備がないように徹底を行なうとともに、旅行命令権者に復命報告する時にも、旅行命令書に不備がないか所属長が確認を行う。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 市有地除草等及び市営団地室内等清掃業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用して柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結しているが、契約事務規則第 21 条の 2 に定める公表がされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 ホームページに公表する原稿締切日に間に合わなかったため、掲載をしませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 ホームページに公表する原稿締切日に間に合わなかったこと、柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結したが、予定していた委託業務の実施が無くなったため掲載をしませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容 ホームページに公表する原稿締切日に間に合うように掲載します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 第 4 次男女共同参画計画書作成に係る市民意識調査報告書作成業務について、下記のものがある。</p> <p>(1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。</p> <p>(2) 支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号としていたが、複数の業者から見積徴収を行っていました。</p> <p>支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていないのは、率の変更前の契約書様式を使用していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約の履行が完了し、契約金額を支出済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案者及び決裁者が相互に書類の不備等の確認と不備がないように徹底を行なう。 契約書様式については、最新の様式を使用する。</p>

柳川市監査委員告示第12号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年3月に実施した産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

4柳農政第197号
令和4年5月10日

柳川市監査委員 中村秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部農政課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年4月28日付け4柳監査第13号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和3年度ふくおかの畜産競争力強化対策事業（県産飼料生産機械導入支援対策）費補助金の交付決定について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 財務規則第4条に規定する合議について、確認不足だったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 監査指摘後、すぐに合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 再度、課内で財務規則の周知徹底を行い、事務処理を行います。</p>

4 柳水路第 1 2 0 号
令和 4 年 5 月 1 2 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水路課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 4 月 2 8 日付け 4 柳監査第 1 3 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水路課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 特別承認事項として自家用車使用の旨を記載した旅行命令について、命令権者の承認印のないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 公用車による旅行命令と誤認したため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 監査委員指摘の後、速やかに命令権者の承認を追認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令前に、本人、係長以上で注意し、命令権者が承認することとします。また、水路課内で、再度、特別承認事項について周知します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 水路浚渫土置場に係る土地賃貸借契約書について、賃貸人と賃借人を誤記しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 前年度のデータを使用し作成したため、確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 監査委員指摘の後、契約書の訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書を作成する場合は、内容を複数人で確認し、誤りがないよう努めます。</p>

4 柳水振第 8 6 号
令和 4 年 5 月 1 2 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水産振興課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 4 月 2 8 日付け 4 柳監査第 1 3 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水産振興課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約について、予定価格調書を入れた封筒が開封されずに、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格については「予定価格調書」により確認するところを、誤って「予定価格設定のための事前見積書」により確認を行い、未開封のままとなっていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、予定価格調書の封筒を開封し、他の契約関係書類と整合性があることを確認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、入札事務において入札執行者及び立会人において複数回の確認を行い、適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。</p>

4柳商ブ第154号
令和4年5月12日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部商工・ブランド振興課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和4年4月28日付け4柳監査第13号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 商工・ブランド振興課

指摘事項（支出事務）
ア 柳川市新規創業者支援事業補助金について、対象とならない費用を算入し補助金を決定しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 対象費用を計算する際に、見積書に記載の値引額について、商品ではない送料から差し引いて計算していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 実績報告書が提出された際に、指摘対象となった費用の支払明細を精査し、対象費用から値引額を差し引いて補助金額を確定いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 値引額があった場合は、対象費用から値引額が適正に差し引かれているか必ず確認するよう課内チェック体制を徹底します。</p>

指摘事項（契約事務）
<p>イ 下記の物品の購入契約について、契約事務規則第 29 条第 1 項第 6 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボールペン（令和 3 年 11 月 26 日契約） ・冊子（令和 3 年 8 月 6 日契約）
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則第 29 条の条文確認が不十分であったため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘された契約については、既に履行されていたため不措置といたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約を締結するにあたっては、契約事務規則を十分確認し、契約保証金の取り扱いに遺漏がないよう課内チェック体制を徹底します。</p>

4 柳観光第 1 1 0 号
令和 4 年 5 月 9 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部観光課)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 4 月 2 8 日付け 4 柳監査第 1 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 観光課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 「柳川市宿泊応援キャンペーン事業」業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約締結済みであり、事業が完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結にあたっては、再度契約事務規則を確認するなど、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 柳川むつごろうランド消防用設備保守点検業務の委託契約事務において、公印使用の承認を受けたもの以外に使用している。
措置等の内容
<p>1 原因 誤印をしておりました。 誤印の理由 ・見積徴収伺い起案書を契約締結起案と一緒にしておりました。 ・契約書内へ市長印と割印を押印した際に、見積徴収伺い起案書に添付していた予定価格表の裏面まで封印として市長印を押印してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約締結済みであり、事業が完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 この指摘事項における誤印資料を課内で情報共有。 市長印が必要な書類は、総務課で公印使用の承認を受ける前に資料の再確認を行い、適切な事務処理を行います。</p>

4 柳農委第 4 9 号
令和 4 年 5 月 1 3 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市農業委員会 会長 松 藤 正 之

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 4 年 4 月 2 8 日付け 4 柳監査第 1 3 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

農業委員会

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記の調定決議書について、起票日が決定を受けた日と相違している。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度福岡県農業委員会交付金（変更決定分） ・令和3事業年度農業者年金業務委託手数料
措置等の内容
<p>1 原因 上記2件について、いずれも交付する旨の通知があった日を調定決議書の起票日とすべきところを、誤って実際に収入があった日を起票日とし処理していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 上記2件については、すでに通知どおり市への収入が完了しているため不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定決議書を起票する際の起票日等について、市財務規則規定を踏まえ誤りが無いか事務局職員でチェックを入れ確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 令和3年4月22日に大牟田市へ旅行した職員について、誤った金額の旅費を支給している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 令和3年4月22日の大牟田市への旅行については、市公用車を使用しており、本来、旅費雑費のみの支給で良いものが、旅行命令簿に公用車を使用した旨の記載を失念し、誤って公共交通機関使用時の運賃も支出していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 令和4年3月23日付けで、多く支出していた運賃分の金額を市へ返納しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令決裁時に利用交通機関等の確認、記載が正しいか事務局職員でチェックを入れ、また、旅費支出の事務処理段階においても、再度、間違いが無いか確認を徹底します。</p>

柳川市監査委員告示第13号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年6月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

4 柳議会第 6 4 号
令和 4 年 6 月 3 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市議会議長 藤丸 正勝

令和 3 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 4 年 5 月 3 1 日付け 4 柳監査第 3 0 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘
事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を
講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

議会事務局

指摘事項 (1) 契約事務
ア Side Books 初期設定費用及び月額利用料・研修会費用の契約に当たり、契約金額が 30 万円を超えているが契約書を作成せず、請書を徴している。
措置等の内容
1 原因 Side Books 初期設定費用及び月額利用料・研修会費用については、それぞれ内容が異なっているため、別々に請書を徴すべきであった。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支払いが完了しており事務処理済のため。
3 再発防止策の内容 契約の際は契約事務規則の確認を徹底し、事務遺漏のないよう努める。

4柳消総第289号
令和4年6月6日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次
(消防本部総務課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和4年5月31日付け4柳監査第30号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和3年12月5日の佐賀市への旅行は公用車使用とされているが、自家用車使用の誤りのため、差額分を支給されたい。
措置等の内容
<p>1 原因 当初予定の公用車での出張から、急遽自家用車による出張に変更したにも関わらず、旅行命令書の変更を行っていなかったため、公用車による出張として旅費を支給していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 該当職員2名に対して、令和4年5月13日に差額分旅費を支給しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 令和4年5月20日に開催した消防本部係長以上会議にて、具体的な事例の説明を行った上で、改めて旅行命令書の適正な事務執行について周知の徹底を行いました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 救急活動用消耗品売買契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約締結されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 当該事務担当者が、契約相手決定後7日以内に契約締結を行わなければならないという契約事務規則第25条の規定を熟知せずに事務を行ったことによります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 当該契約書類について、契約締結日を契約事務規則第25条に規定する期間内に訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 当該事務担当者に対して契約事務規則第25条の規定を説明した上で、再発防止のため改めて消防本部内にて周知し、全職員で情報共有を行いました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記単価契約について、契約事務規則第23条に規定する1者見積とすることができる要件を満たしていないが、1者見積により業者が決定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急服 (冬・夏) ・活動服 (冬・夏)

・防火衣、防火ズボン、防火帽、防火しころ、防炎フード、防火長靴、安全帯
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>指摘を受けました柳川市消防本部の服制に関しては、国が定めた「消防吏員服制基準」及び柳川市消防吏員の服制に関する規則に基づき運用しています。消防の統率及び規律を維持するためには、とりわけ服の形状や色の統一が重要です。</p> <p>過去、全く同じ仕様書で見積入札したにも関わらず、年度ごとに落札した業者が変わった結果、納品された活動服の色が前年度の活動服の色と違ったことがありました。これに起因する形で、指摘を受けた契約については「特殊な性質を有する品物の買入れ」として捉え、契約事務規則第23条に規定する1者見積とすることができる要件を満たしているとの見解で事務を執行したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』</p> <p>令和5年度の契約締結については、3者以上による見積書徴取により契約相手を決定する方向で検討を行っています。なおその際には落札した事業者が変わっても、服の形状や色が変わらないような仕様づくりに努めます。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>前述のとおり、令和5年度の契約締結については、3者以上による見積書徴取により契約相手を決定する方向で検討を行っています。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 救助服（夏）売買契約書（単価契約）において、物品明細書表に記載された別紙仕様書の添付がない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約締結にかかる決裁時には添付していた仕様書を、決裁後の契約書への市長印押印の際に一旦取り外し、その後仕様書を添付しないまま当該契約書を契約事績に綴ったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>指摘を受けました当該契約書については、改めて契約締結にかかる決裁時の仕様書を添付し契約事績への綴り直しを行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今年度締結したすべての契約事績を改めて確認した上で、今後の再発防止のため、契約締結事務の際利用するファイルサーバー内に、契約事績への仕様書の綴り忘れを防止するメッセージを掲載しました。</p>

4柳教生第608号
令和4年6月22日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(生涯学習課)

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和4年5月31日付け、4柳監査第30号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
ア 市民体育館卓球台スチール部分売却代について、財務規則第 32 条に規定する領収書を発行することなく現金を受領している。
措置等の内容
1 原因 領収書発行義務を知らず、直接業者に持ち込みを行った際に現金を受領しました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。
3 再発防止策の内容 次回からは現金を受領する際に、領収書を発行するよう処理いたします。

指摘事項 (1) 収入事務
イ ふるさと納税返礼品書籍売上（雑入）の調定決議書について、請求日以降の日付で起票されているものがあるが、財務規則第 25 条第 1 項の規定に基づき適正な時期に起票されたい。
措置等の内容
1 原因 調定の時期については、財務規則第 25 条第 1 項第 4 号に「随時の収入で納入の通知を発しないもの 原因の発生したとき、又は収入のあったとき」とあるが、その認識がなく、請求書が到来した日付で起票していたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。
3 再発防止策の内容 調定決議書を起票する際に、請求日と起票日がそろっているか複数で確認するようにします。

指摘事項 (1) 収入事務
ウ 生涯学習課が所管する施設の使用料について、下記のものがある。 ・使用料の算定を誤っている。(前年度注意事項) ・条例施行規則減免申請書の提出のないものを減免している。
措置等の内容
1 原因 使用料の算定誤りについては記載を誤っていました。

<p>減免申請書の未提出については徴収をしていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、この様な事が無い様、各公民館職員向けにマニュアルを作成し、指導いたします。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 少年スポーツクラブ助成金に係る請求書について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
措置等の内容
<p>1 原因 少年スポーツクラブ代表者の手間を省くため、助成金交付申請書と同時に請求書も提出してもらっており、助成金交付決定後に、請求書の日付を市の担当者が記入していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう、適切な事務処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 市民文化会館の廃棄物処理について、予算不足のまま執行している。
措置等の内容
<p>1 原因 当館に不法投棄されていたゴミを処理するため柳川商事のリサイクルセンターに持ち込んだところ、有料でしか引き取れないゴミが発生したため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 ゴミ処理にあたっては、市のごみ分別表を確認の上、費用が発生するものは事前に予算を確保するよう努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 令和3年8月17日起案の予定価格が3万円を超える市民文化会館の物品購入について、契約締結伺書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が作成を失念したものです。</p>

2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。
3	再発防止策の内容 遺漏がないように担当係長、課長でのチェックを強化します。

指摘事項 (3) 契約事務	
イ	市民文化会館掘割広場用ベンチ購入伺いについて、予定価格が 80 万円を超えるにもかかわらず、起案文書ではなく伺兼依頼書により処理している。柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定に則り、起案文書により契約担当課との合議を経て決裁を受けられたい。
措置等の内容	
1	原因 80 万円上限を 130 万円と勘違いし事務処理を行ったもの。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。
3	再発防止策の内容 購入金額に応じて必要な手続きにより物品を購入します。

指摘事項 (3) 契約事務	
ウ	市民体育館トイレ改修工事について、下請負承認願が提出されているが柳川市建設工事監督要綱に規定する下請負承認伺の起案もなく下請負承認・不承認通知書も作成されていない。
措置等の内容	
1	原因 柳川市建設工事監督要綱を理解していなかったため、下請負承認伺の起案及び下請負承認・不承認通知書作成を怠っておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。
3	再発防止策の内容 同要綱を遵守し、適切な事務処理を行います。

指摘事項 (3) 契約事務	
エ	予定価格が 10 万円を超える下記の随意契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・旧綿貫家住宅に係る機械警備業務委託契約 ・大和 B & G 海洋センター印刷機賃貸借契約 ・大和 B & G 海洋センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約

措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>○旧綿貫家：例年どおりの起案をしており、1者見積りの業者の特定理由について記載すべき事項であるのに、記載を失念しておりました。</p> <p>○B&G：これまで同様の取り扱いを行っており、柳川市契約事務規則の認識を誤っておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>すべて当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>○旧綿貫家：1者見積りの理由を明確に記載するとともに、今後、記入漏れがないようチェック体制の強化に努めます。</p> <p>○B&G：自家用電気工作物保安管理業務委託契約については令和4年度より3社見積もりとしましたが、印刷機賃貸借契約については既に契約済だったため、令和5年度より1社見積もりとせず、適切な処理を行い契約いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>オ 下記の契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合美術展展示会場設営及び撤去業務委託 ・市民体育館清掃業務委託 ・市民文化会館消防用設備等保守点検業務委託
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>すべて、これまで同様の取り扱いを行っており、同条文の認識を誤っておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>すべて、当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>令和4年度契約より随意契約とせず、入札を行い業者決定いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>カ 下記について、施行令第167条の2第1項第1号による随意契約としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館の特定建築物等定期報告書作成委託契約 ・古文書館清掃業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因</p>

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の別表第 5 の規定を理解していなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>事前伺い等で決裁権者含め各職責において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数等を意識し確認する。今回のように適用号数が不相当であっても従来どおり、1 者でも 2 者でも多く見積りとれるよう経費削減については意識していきます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>キ 市民文化会館フロアシート購入に係る契約について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>担当者が失念し、契約起案の回覧中にそのミスに気づくことができなかつたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正に伴う利率変更の漏れが生じないよう、契約書内の表記を改めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ク 旧戸島家住宅保安警備業務委託契約について、予定価格調書を入れた封筒が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>予定価格表を開封していると思い込み、開封して確認するべきところを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』</p> <p>事後になりますが開封し、予定価格と起案文書の相違がないことを確認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>複数の職員で確認を行いチェック体制を強化します。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ケ 予定価格が 3 万円を超える市民文化会館の草刈り用バッテリー及び充電式草刈り機 (計 60,930 円) 購入について、契約締結伺書が作成されていないものがある。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>担当者が作成を失念したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p>

<p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 遺漏がないように担当係長、課長でのチェックを強化します。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>コ 下記契約について、契約事務規則第 23 条に規定する 1 者見積とすることができる要件を満たしていないが、1 者見積により業者が決定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和地域コミュニティセンター機械警備業務委託契約 ・三橋地域コミュニティセンター機械警備業務委託契約
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 機械警備は機器及びシステムが会社ごとに違っており、新規の業者が機械警備を行う際、現地調査、撤去及び設置工事費の発生及び工事期間の閉館が必要となるため 1 者見積としました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、他社より参考見積を徴して契約することとします。</p>

<p>指摘事項 (4) 財産管理</p>
<p>ア 体育施設に係る自動販売機設置のための行政財産使用について、使用料の算定を誤っている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 借用団体が同一団体の場合、これまで団体内で統一の算定を行っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 対象団体と次年度から使用料算定のための使用面積を訂正する旨の協議を行い、既に承諾を得ています。</p>